

議案第 5 1 号

財産の減額貸付について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 減額貸付をする財産

建 物

名 称	付属商店舗棟
所 在	市川市鬼高 4 丁目 5 番 1 号
構 造	鉄骨造 2 階建て
延床面積	2, 2 0 8 . 1 1 平方メートル
建 築 年	平成 1 6 年

建物に付属する土地

所 在	市川市鬼高 4 丁目 2 6 7 番の一部 市川市鬼高 4 丁目 3 9 0 番の一部 市川市鬼高 4 丁目 3 9 7 番の一部
地 目	宅地
地 積	1, 1 4 7 . 9 9 平方メートル

2 減額貸付の相手方

市川市鬼高 4 丁目 5 番 1 号

株式会社 市川市場

代表取締役社長 和田 孝久

3 減額貸付の目的

上記相手方による地方卸売市場の開設に当たり、上記建物及び建物に付属する土地を減額して貸し付けることにより、上記相手方が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするものである。

4 減額貸付の条件

上記建物及び建物に付属する土地は、貸し付けられた日から上記相手方による地方卸売市場の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 減額貸付の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

6 貸付の金額

年額 6,529,404円

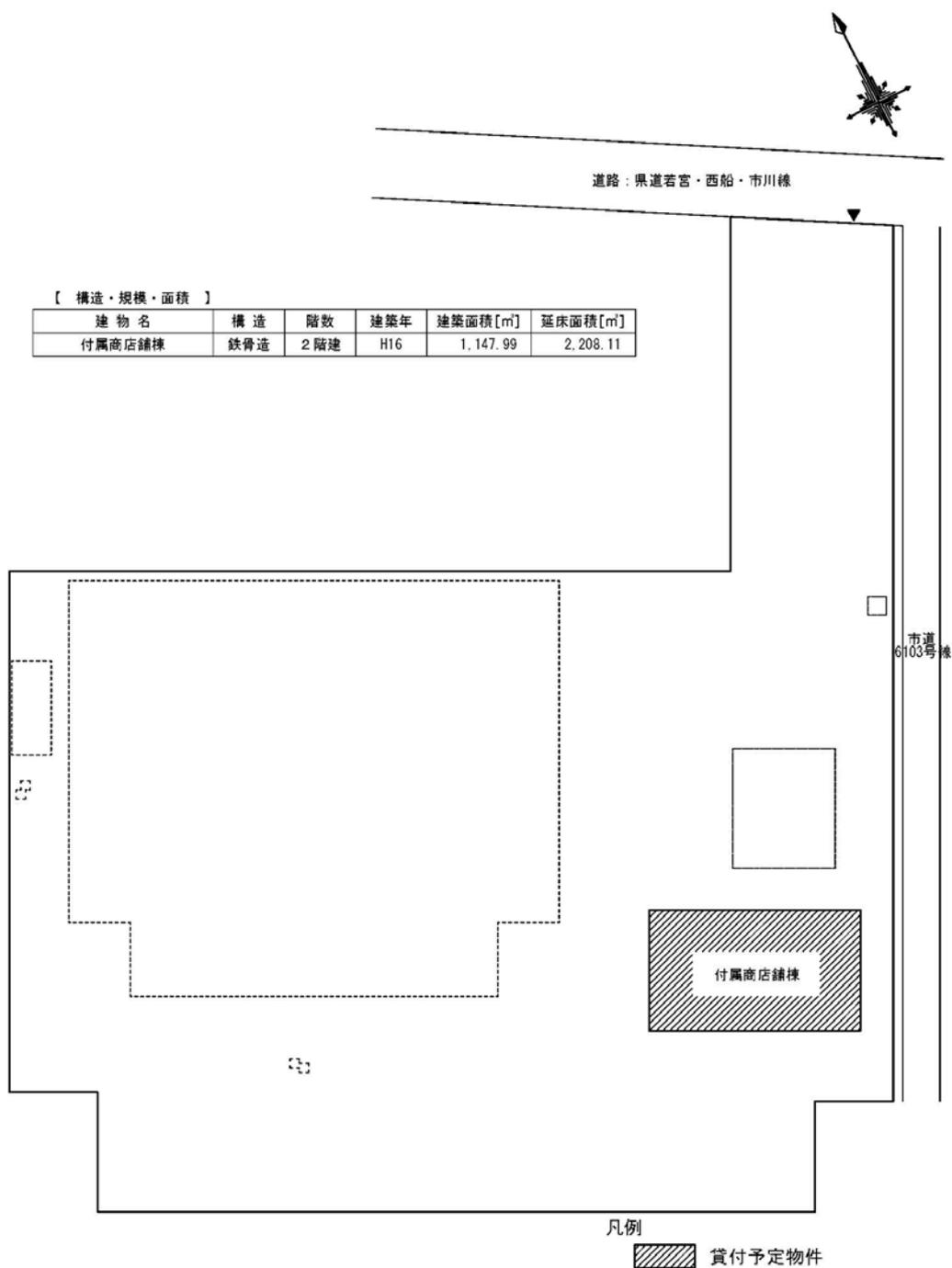
理 由

株式会社市川市場による地方卸売市場の開設に当たり、当該法人が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、市川市が所有する市川市地方卸売市場の建物及び建物に付属する土地を当該法人に減額して貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 51 号の参考図 1

減額貸付をする建物位置図



議案第51号の参考図2

減額貸付をする建物に付属する土地位置図

